

釧路市立共栄中学校コミュニティ・スクール推進委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、文部科学省からコミュニティ・スクールの導入促進に関する調査研究事業の研究指定を受けた、釧路市立共栄中学校に設置するコミュニティ・スクール推進委員会（以下「推進委員会」）に関し、必要な事項を定める。

(役 割)

第2条 推進委員会は保護者・地域住民が学校運営等に関わり、学校との信頼関係を深めるとともに、教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育に集中できる環境を整備するため、学校運営の充実・改善を図るため、コミュニティ・スクールの活用について研究する。

(組 織)

第3条 推進委員会は16人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育長が委嘱または任命する。

- (1) 小学校、中学校教職員
- (2) 学識経験者
- (3) 保護者
- (4) 研究指定校の所在する地域住民
- (5) 教育委員会指導主事等
- (6) その他特に必要と認める者

3 委員の任期は、原則として委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(委員長等)

第4条 推進委員会に委員長1人、副委員長1人をおく。

2 委員長は、推進委員会の会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会の開催は、年5回程度とする。ただし、教育長が認めるときは、臨時に委員会を開くことができる。

2 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 学校運営協議会の組織・運営体制づくりの具体的な検討
- (2) 学校運営協議会、学校・教育委員会、保護者・地域住民との適切な役割分担の在り方の検討

(事務局)

第6条 推進委員会の事務は、釧路市立共栄中学校及び教育支援課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この設置要綱は、平成27年6月17日より施行する。

この設置要綱は、平成28年4月1日より施行する。